

○北海道後期高齢者医療広域連合事務局の設置等に関する条例

制 定 平成19年3月1日条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

(事務分掌)

第2条 事務局の内部組織の設置及びその分掌する事務については、規則で定める。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、事務局に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。